

# 笠置町の給与・定員管理等について

## 1. 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 22年度の 人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
23	1,669	1,315,989	68,210	357,402	27.2	22.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23	43	137,147	21,043	47,672	205,862	4,787	5,361

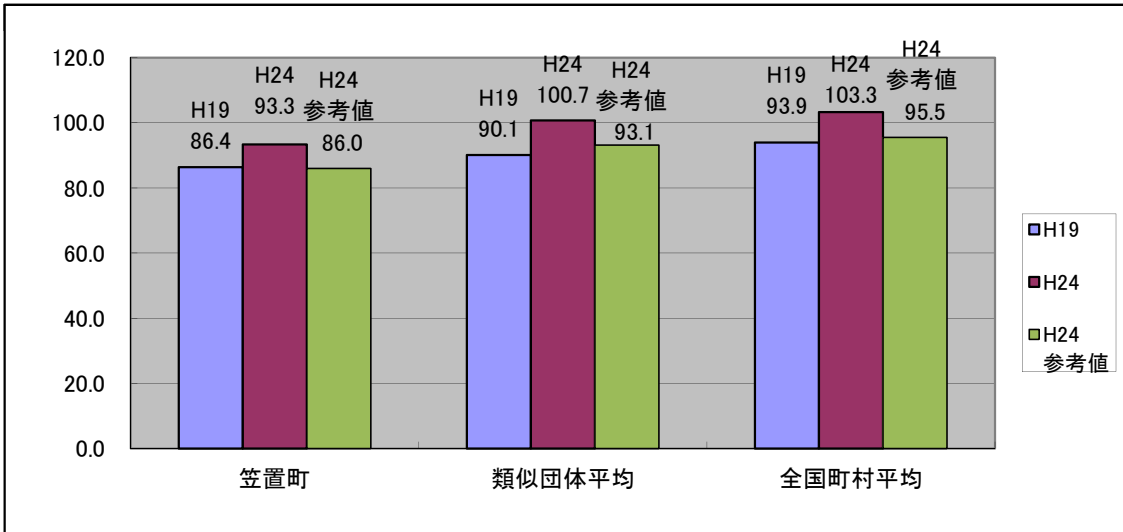
(注1) 職員手当には退職手当を含まない。

(注2) 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項 特になし

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	笠置町		類似団体平均		全国町村平均	
		参考値		参考値		参考値
平成24年	93.3	86.0	100.7	93.1	103.3	95.5
平成19年	86.4	—	90.1	—	93.9	—



(注1) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(注2) 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(注3) 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

※本町に人事委員会はありません。

区分	人事院の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 %	%	%	%

2. 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円
最高号給の給料月額	243,700円	309,200円	356,400円	390,100円	402,500円	424,600円

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与額の状況 (平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠置町	44.1歳	295,602円	342,991円	317,991円
京都府	44.3歳	343,491円	429,948円	393,126円
国	42.8歳	304,944円 (329,917円)	372,906円 (401,789円)	—
類似団体	42.7歳	305,195円	346,802円	332,520円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笠置町	58.7歳	290,900円	321,900円	299,210円
京都府	52.3歳	356,768円	409,964円	392,205円
国	49.7歳	270,485円 (285,030円)	307,506円 (323,181円)	—
類似団体	49.7歳	265,145円	291,195円	280,355円

(注1) 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(注3) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		笠置町	京都府	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	163,987円（172,200円）
	高校卒	140,100円	144,500円	133,418円（140,100円）
技能労務職	高校卒	140,100円	142,300円	133,418円（140,100円）
	中校卒	—	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区分		経験13年	経験17年	経験19年
		平均給料月額	平均給料月額	平均給料月額
一般行政職	大学卒	—	265,700円	281,000円
	高校卒	—	231,750円	—
技能労務職	大学卒	—	—	—
	高校卒	290,900円	—	—

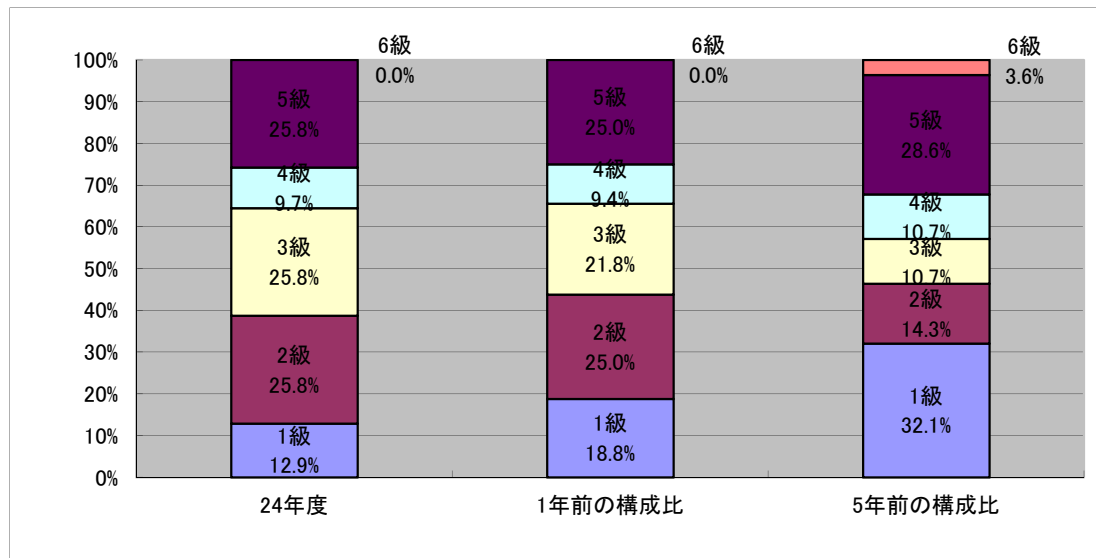
4. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補、主事	4人	12.9%
2級	主任	8人	25.8%
3級	主査	8人	25.8%
4級	課長補佐	3人	9.7%
5級	課長	8人	25.8%
6級	参事	0人	0.0%

(注1) 笠置町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施している
--------

## 5. 職員手当の状況

## (1) 期末・勤勉手当

笠置町		京都府		国	
一人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,151千円		一人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,615千円		-	
(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算	5, 6級 10%	職制上の段階、職務の級による 加算措置 ・役職加算 5~20%	5~20%	職制上の段階、職務の級による 加算措置 ・役職加算 5~20%	5~20%
	3, 4級 5%				
管理職加算	なし	・管理職加算 10%、20%		・管理職加算 10%~25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員にかかる支給割合である。

## 【参考】勤勉手当の勤務制実績の反映状況 (一般行政職)

実施している
--------

## (2) 退職手当 (平成24年4月1日現在)

笠置町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%~20%加算			定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		
1人当たり平均支給額 17,875千円			1人当たり平均支給額 -千円		

(注) 退職手当の1人あたりの平均支給額は、23年度中に退職した職員に支給された平均額です。

## (3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績 (23年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
全町	0%	0人	0%

※ ただし人事院規則9-49 別表第1に定める支給地域に勤務する者を除く。

## (4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	—
支給職員あたり平均支給年額（23年度決算）	—
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	—
手当の種類（手当額）	—

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	9,071千円
職員1人あたり平均支給年額（23年度決算）	283,462円
支給実績（22年度決算）	8,972千円
職員1人あたり平均支給年額（22年度決算）	299,063円

## (6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給1人あたり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同	—	6,304千円	242,462円
	2人目まで 6,500円				
	3人目以降 5,000円				
住居手当	借家（家賃に応じて） 最高27,000円	同	—	870千円	290,000円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額（55,000円限度） 交通用具利用者（距離2km以上） 2,000円～24,000円	同	—	2,608千円	93,154円
管理職手当	課長級職員 給料×8%	同	—	3,281千円	364,597円

## 6. 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市区町村長	670,000円（670,000円）	（参考）類団における最高/最低 840,000円/230,400円	
	副市区町村長	585,000円（585,000円）	705,000円/391,800円	
	収入役	—（—）	—	
報酬	議長	280,000円（280,000円）	395,000円/140,000円	
	副議長	200,000円（200,000円）	310,000円/115,000円	
	議員	180,000円（180,000円）	290,000円/100,000円	
期末手当	市区町村長 副市区町村長 収入役	（23年度支給割合） 年間 2.95月分		
	議長 副議長 議員	（23年度支給割合） 年間 2.95月分		
退職手当	市区町村長	（算定方式） 給料月額×530/100×在職年数	（1期の手当額） 13,494千円	（支給時期） 任期ごと
	副市区町村長	給料月額×315/100×在職年数	7,002千円	任期ごと
	収入役	—	—	—

（注1）給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

（注2）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

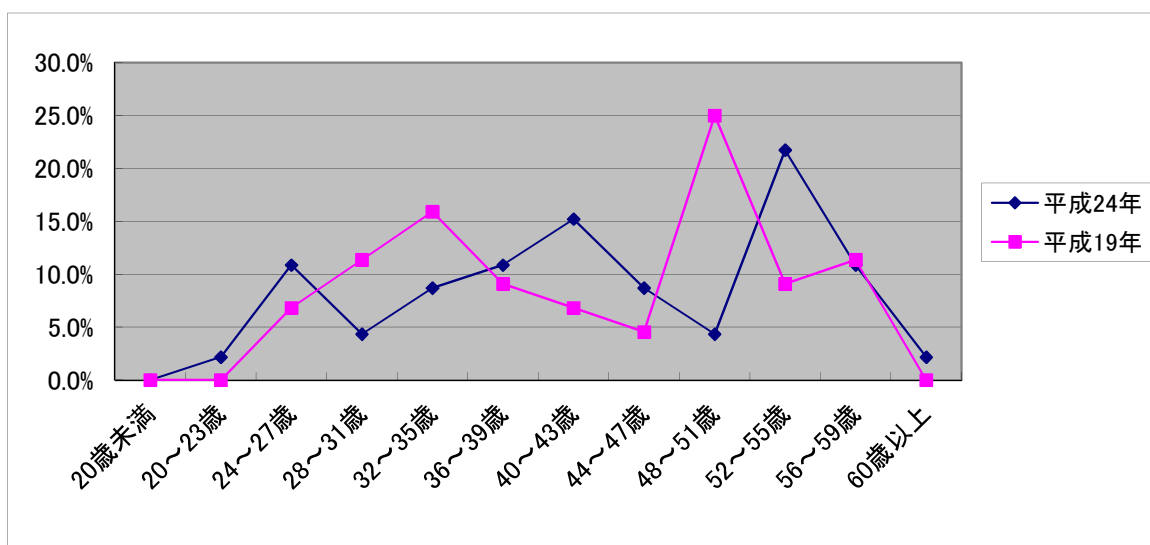
区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	10	10	0	
		税 務	3	3	0	
		民 生	12	13	△ 1	退職（割愛）不補充
		衛 生	3	3	0	
		農 林 水 産	2	2	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	3	3	0	
	計	38	39	△ 1	【参考】人口1万人あたりの職員数 227.95人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 183.21人)	
	教 育 部 門	4	4	0		
小計		42	43	△ 1	【参考】人口1万人あたりの職員数 251.95人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 221.24人)	
公営企業会計部門	簡 易 水 道	2	2	0		
	国 民 健 康 保 険	1	1	0		
	介 護 保 険	1	1	0		
	小計	4	4	0		
合計		46	47	△ 1	【参考】人口1万人あたりの職員数 275.61人	
		[ 48 ]	[ 48 ]	[ ]		

(注1) 職員数は、一般職に属する職員数である。

(注2) [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年職員齢別構成の状況（平成24年4月1日現在）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
	0	1	5	2	4	5
区分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
	7	4	2	10	5	1



## (3) 職員数の推移

年度 部門別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	36	35	37	38	39	38	2人 (5.5%)
教育	5	5	4	4	4	4	△1人 (△20.0%)
普通会計計	41	40	41	42	43	42	1人 (△2.4%)
公営企業等会計計	4	4	4	4	4	4	0人 0%
総合計	45	44	45	46	47	46	1人 (△2.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

## 8. 公営企業職員の状況

## (1) 簡易水道事業

## ①職員給与費の状況

## ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成22年 度総費用に占める 職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
23	34,853	5,714	10,579	30.4	30.4

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり支 給額 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
23	2	6,004	2,560	2,015	10,579	5,290

(注) 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

## イ) 特記事項

特になし

## ②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠置町	38.8歳	272,150円	432,603円
団体平均	45.4歳	358,043円	528,316円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

## ③職員の手当の状況

## ア) 期末・勤勉手当

笠置町		笠置町(一般行政職)	
一人当たり平均支給額(平成23年度)		一人当たり平均支給額(平成23年度)	
1,007千円		1,151千円	
(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算	5,6級 10%	役職加算	5,6級 10%
	3,4級 5%		3,4級 5%
管理職加算	なし	管理職加算	なし

イ) 退職手当 (24年4月1日現在)

笠置町			笠置町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
2%~20%加算			2%~20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円			— 千円		

ウ) 地域手当 (24年4月1日現在)

支給実績 (23年度決算)		—	
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
全町	0%	0人	0%

エ) 特殊勤務手当

支給実績 (23年度決算)	—
支給職員あたり平均支給年額 (23年度決算)	—
職員全体に占める手当支給職員の割合 (23年度)	—
手当の種類 (手当額)	—

オ) 時間外勤務手当

支給実績 (23年度決算)	2,125千円
職員1人あたり平均支給年額 (23年度決算)	1,062,373円
支給実績 (22年度決算)	2,442千円
職員1人あたり平均支給年額 (22年度決算)	1,221,078円

カ) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500円	同	—	390千円	195,000円
	2人目まで 6,500円				
	3人目以降 5,000円				
住居手当	借家(家賃に応じて) 最高27,000円	同	—	—	—
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 (55,000円限度)	同	—	65千円	32,500円
	交通用具利用者 (距離2km以上) 2,000円~24,000円				
管理職手当	課長級職員 給料×8%	同	—	—	—



## **9. 技能労務職等の見直しに向けた取組方針**

### ①現状

平成24年4月1日現在、技能労務職員はスクールバス運転手1名である。

給食調理師については、再任用職員1名と臨時職員1名で対応している。

学校用務員は、すべて臨時職員で対応している。

給料表については、笠置町の一般行政職給料表を適用している。

### ②基本的な考え方

技能労務職員に関しては、退職不補充とし、臨時職員等で対応していく。

### ③具体的な取組内容

調理師は、平成21年度末に定年退職を迎えたため退職不補充とし、平成22年度から再任用職員で対応しているが、平成24年度で任用終了となるので、平成25年度からは、嘱託職員と臨時職員で対応する。

運転手は、一部事務組合の解散に伴う転入で（平成22年度より）、退職後は委託等を行い補充は行わない。